

衆議院 經濟産業委員會 會議録 第十三号

令和六年四月二十六日(金曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 岡本 三成君

理事 小林 鷹之君

理事 松本 洋平君

理事 荒井 優君

理事 守島 正君

理事 井原 巧君

理事 大岡 敏孝君

理事 加藤 竜祥君

理事 国光あやの君

理事 関 芳弘君

理事 富樫 博之君

理事 仁木 博文君

理事 細田 健一君

理事 宮内 秀樹君

理事 吉田 真次君

理事 若林 健太君

理事 落合 貴之君

理事 重徳 和彦君

理事 山崎 誠君

理事 小野 泰輔君

理事 吉田 宣弘君

理事 鈴木 義弘君

理事 齋藤 健君

理事 石井 拓君

理事 吉田 宣弘君

理事 川上 大輔君

理事 新発田龍史君

理事 齋藤 健君

理事 石井 拓君

理事 吉田 宣弘君

理事 川上 大輔君

理事 新発田龍史君

理事 齋藤 健君

理事 石井 拓君

理事 吉田 宣弘君

理事 川上 大輔君

政府参考人 (経済産業省大臣官房総括審議官) 南 亮君

政府参考人 (経済産業省大臣官房首席スタートループ創出推進政策統括調整官) 吾郷 進平君

政府参考人 (経済産業省大臣官房審議官) 菊川 人吾君

政府参考人 (経済産業省大臣官房審議官) 井上誠一郎君

政府参考人 (経済産業省大臣官房審議官) 荒井 勝喜君

政府参考人 (経済産業省大臣官房審議官) 田中 哲也君

政府参考人 (経済産業省大臣官房審議官) 小林 出君

政府参考人 (経済産業省大臣官房審議官) 田中 一成君

政府参考人 (経済産業省大臣官房審議官) 浦田 秀行君

政府参考人 (経済産業省大臣官房審議官) 西村 秀隆君

政府参考人 (経済産業省大臣官房審議官) 山下 隆一君

政府参考人 (経済産業省大臣官房審議官) 吉田健一郎君

政府参考人 (経済産業省大臣官房審議官) 島山陽二郎君

政府参考人 (資源エネルギー庁次長) 松山 泰浩君

政府参考人 (資源エネルギー庁資源・燃料部長) 定光 裕樹君

政府参考人 (資源エネルギー庁電力・ガス事業部長) 久米 孝君

政府参考人 (特許庁総務部長) 滝澤 豪君

政府参考人 (中小企業庁次長) 飯田 健太君

政府参考人 (中小企業庁事業環境部長) 山本 和徳君

政府参考人 (国土交通省大臣官房技術審議官) 今井 新君

政府参考人 (経済産業委員会専門員) 藤田 和光君

委員の異動 四月二十六日

大岡 敏孝君 補欠選任 仁木 博文君

山際大志郎君 補欠選任 高木 啓君

同日 高木 啓君 補欠選任 大串 正樹君

同日 仁木 博文君 補欠選任 大岡 敏孝君

同日 大串 正樹君 補欠選任 山際大志郎君

内閣提出、新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として内閣府科学技術・イノベーション推進事務局審議官川上大輔さん、金融庁総合政策局参事官新発田龍史さん、経済産業省大臣官房総括審議官南亮さん、経済産業省大臣官房首席スタートループ創出推進政策統括調整官吾郷進平さん、経済産業省大臣官房審議官菊川人吾さん、経済産業省大臣官房審議官荒井勝喜さん、経済産業省大臣官房審議官田中哲也さん、経済産業省大臣官房審議官小林出さん、経済産業省大臣官房審議官浦田秀行さん、経済産業省大臣官房審議官西村秀隆さん、経済産業省経済産業政策局長山下隆一さん、経済産業省経済産業政策局長山陽二郎さん、資源エネルギー庁次長松山泰浩さん、資源エネルギー庁電力・ガス事業部長久米孝さん、特許庁総務部長滝澤豪さん、中小企業庁次長飯田健太さん、中小企業庁事業環境部長山本和徳さん及び国土交通省大臣官房技術審議官今井新さんの出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○岡本委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○岡本委員長 質疑の申出がありますので、順次これを許します。重徳和彦さん。

○重徳委員 立憲民主党、重徳和彦です。

政府参考人 (内閣府科学技術・イノベーション推進事務局審議官) 川上 大輔君

政府参考人 (金融庁総合政策局参事官) 新発田龍史君

が目的じゃないということだと思えますし、是非、先ほど大臣の答弁でおっしゃられたような民間でできないようなことを手がける、あるいは公共性、公益性、まさに意味のある仕事をしているんだと。

もちろん、みんな意味があるんだ、私はそういう認識を持っていますけれども、その中でも特に、公共性、社会性、あるいは日本の産業の育成、こういった戦略的な分野についての育成に、他の民間ファンドではできない意味のあることをしているんだというような、是非、そういう使命感というものを持っている方々で、かつ、そういった思いプラス能力のある方々が来ていただいて、残っていただければと。

結構、どこの金融機関でも、あるいは経産省さんでも、入ってかなり若い時期に辞められる方とか、あるいは、最近、就職が決まったそばから何とかナビとかで次の就職先を探さするというような若い人もいらっしゃるみたいで、私はちょっとそういう感覚がないので、自分も年を取ったのかなとも思いますけれども。

でも、その中でも残って、まさに今いらっしゃる方々、頑張っていると思いますし、多分齋藤大臣も経産省にお勤めだったときにはそうだったんじゃないかと思えますので、是非、そういう思いのある人材を集めていただいて、頑張ってくださいと思います。

次に、戦略分野国内生産促進税制のことを最後にお尋ねさせていただければと思います。

中堅・中小企業のGX支援も対象とはしてありますけれども、一方で、GXとか脱炭素経営への企業の意識は、投資やコストに見合う効果が見込めないんじゃないか、何から取り組めばよいか分からないといったような声も、中小企業、中堅企業さんからは聞かれます。

こういった中小・中堅企業さんのGXの推進について、政府はどのような考えか、対策を持っていますか、お答えいただけますか。

○石井大臣政務官 お答えいたします。

中小企業、中堅企業がGXに取り組むことは、エネルギーコストの削減や、いち早く取り組むことによって将来の受注拡大につながる可能性があるといったメリットがございます。

しかし、他方で、先生御指摘のとおり、何をしたらよいか分からないという声を始め、情報が不足している問題があると承知しております。

このため、中小機構における相談窓口の設置や、支援機関が支援策の積極活用を働きかけるブッシュ型の支援、さらには、専門家がエネルギー使用の改善のアドバイスを行う省エネ診断の支援の強化などを行っております。

また、中小企業にとって、投資コストの負担の課題もございます。

GXに資する設備投資などを支援するものづくり補助金や、省エネ設備への更新を支援する省エネ補助金などの予算措置を拡充するとともに、カーボンニュートラル投資促進税制の中小企業向けの措置内容を拡充するなど、各種の施策を講じております。

このように、企業からの相談へのきめ細かい対応や支援策など情報の提供、さらには、支援策の拡充、実行など様々な施策を講じて、中小・中堅企業のGX推進に向けてしっかりと取り組んでまいる所存でございます。

○小山委員 是非、やはり中小・中堅企業に、賃上げもそうですし、こういったGX、DXの取組も、やはりそういった裾野が広がっていないかと、なかなか日本全体としてもこの取組が不十分になるかと思えますので、こういった中小企業、中堅企業さんへの、とりわけ中堅企業という枠も今回の法律でできますので、GXの支援、是非政府にもお願いしたいと思います。

ちょうど今時間も来ましたので、これで質問を終わらせていただきます。

○岡本委員長 午後零時五十分から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午前十一時五十九分休憩

午後零時五十分開議

○岡本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。大島敦さん。

○大島委員 これまで質問通告をした中で、各委員から質問された項目を除外して質問をしていきたいと思えます。一番最後の方から行きます。

中堅・中小企業におけるMアンドAの在り方。本法律案では、特定中堅企業者等による成長を伴う事業再編の計画を主務大臣が認定した場合について、中堅・中小グループ化税制等の支援措置を講ずることとしております。

これまで、中小企業への各種優遇措置を理由に、合理的に中小にとどまる企業が一定数あると見られる一方で、中堅企業から大企業へと成長する企業の割合は国際的に低いといった問題が指摘されてきました。中堅企業への支援の強化により、成長意欲のある企業が、中小企業から中堅企業、そして大企業へと成長を目指す環境整備は必要なものだと考えます。

他方で、我が国経済は転換期にあります。賃金と物価が共に上昇し、日銀の政策修正を機に金利のある世界に移行していく中で、企業は収益構造の一段の強化を迫られることになり、耐久力で劣る中小企業、小規模事業者の動向が懸念されます。

中堅企業等によるMアンドAを後押しするに当たっては、買手側の中堅企業等が、売手側の中小企業、小規模事業者等が有する技術、ノウハウの維持や、従業員の地位、労働条件の保全にも配慮した上で、労働移動の受皿となり、産業全体の賃金の底上げや、生産性の向上等の役割を負うことができるかなどを見極めることが重要になると考えますが、中堅・中小企業におけるMアンドAの在り方について、政府の見解を伺います。

○菊川政府参考人 今般の措置におけるMアンドAの在り方についての御指摘がございました。

まさに、経営力の高い成長企業に経営資源を集約化していくということは、MアンドAをする中堅企業等の成長のみならず、MアンドAによりグループの一員となる中小企業全体の、その収益力向上や賃上げ等にも資するのではないかと思います。

そういった中で、御指摘がございましたような、技術、ノウハウの維持、活用、また雇用、賃金等々の労働条件の向上、こういったところについての、買手だけではなくて、売手というところについての御指摘も踏まえまして、本法案の措置によって、MアンドAによるグループ化の取組を後押しする際には、売手側の中小企業の技術、ノウハウの維持、また従業員の地位、労働条件の保全にも配慮するような要件を設けるということについて検討してまいりたいと考えております。

○大島委員 ありがとうございます。

それでは、特許庁に伺います。大企業からの要請に従い、下請中小企業が自ら開発した技術等を差し出さざるを得ない現状があります。中小企業が自らの技術を守るためには、知的財産の広報、普及啓発が極めて重要であり、政府としてはどのような中小企業の知財活用支援に取り組むのか、伺いたいと思えます。

○滝澤政府参考人 お答え申し上げます。

知的財産は企業のイノベーションの源泉であり、企業の経営力強化の観点でも極めて重要です。このため、経済産業省においては、中小企業における知財を活用した経営力の強化や知財取引の適正化に向けた支援を行っております。

知財取引の適正化に向けては、下請Gメンによる取引実態の把握の中で、技術、ノウハウの保護に関しても、重点的な項目の一つとしてヒアリングを実施しています。知財の侵害のおそれがある事例が見られる業種に関しては、自主行動計画に明記するよう呼びかけを行っただけでなく、その徹底にも取り組んでおります。

（この部分は上記の重複を避けるため省略）

また、下請中小企業振興法に基づき、望ましい取引慣行を定めた振興基準においても、書面等で契約内容を明確化すること等を通じ、下請事業者の知的財産を保護することを定めております。

さらに、特許庁としても中小企業からの相談に柔軟に対応するため、全国四十七都道府県に知的財産について相談可能な知財総合支援窓口を設置するとともに、知財取引の適正化に関する動画教材等を配信し、知財の活用に対する意識の向上を図っております。

加えまして、特許庁、INPIIT、日本弁理士会及び日本商工会議所で知財経営支援ネットワークを構築し、知財取引の適正化も含め、あらゆる経営課題に対し、全国一律で高品質な支援をきめ細かく実施する体制強化を図ったところでございます。

これらの取組により、引き続き、中小企業における知財取引の適正化や知財経営の更なる定着を図り、稼ぐ力の向上に向けて取り組んでまいります。

○大島委員 ありがとうございます。

もう何年か前なんですけれども、弁理士会の皆さんとお話ししたときに、中国の会社に累損を抱えていた中小企業が買収をされて、中国で物すごく伸びる企業になったという話を聞いたことがありまして、私たちが知らない、なかなか顕在化していない知財が、中小・小規模事業者、持つていらつしやると思っていますので、その点を、経済産業省、そして特許庁の皆さん、是非、商工会議所、商工会等もあるものですから、先ほどのネットワークを強化していただいて、できるだけ我が国に富が落ちるようにしていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

続きまして、株式会社産業界革新投資機構について質問いたします。

JICは、当初の想定どおり機能しているのか。これまでの実績を踏まえて、JICや旧機構は、我が国のスタートアップ支援全体から見てどの程度貢献し、民間のリスクマネーをどの程度誘

発し、現時点で当初の想定どおり機能しているか、評価できるかどうか、政府の見解を伺います。

○菊川政府参考人 JIC等々の現時点の評価と

いうことでございます。

JICは、VC、ベンチャーキャピタル等のファンド出資を通じて、民間資金の呼び水となることが期待されております。その結果、投資先において計約一・一兆円の民間投資を生み出しているものと承知をしております。

また、JICは、ディープテック分野でありますとか、そういった民間資金が不足する分野を中心に投資活動を行うとともに、国内外の機関投資家からの資金を受託するための組織体制の整備、改善など、投資ファンドの成長支援にも積極的に取り組んでいるところでございます。

また、JICの子会社が運用するファンドの投資先においては、いわゆるIPOですけれども、既に上場しているような事例や、M&Aによってエグジットしたような成果も表れているところかと思っております。

また、旧産業界革新機構につきましては、これは二〇〇九年、投資活動を開始したタイミングですけれども、それから十年間で、日本全体のスタートアップ資金調達額、これは民間のデータですけれども、約二・五兆円のうちの約一割に当たる約二千五百億円の投資を行うということで下支えをしてきたということだと思っております。

具体的には、民間ベンチャーキャピタルでは対応が難しい分野において、長期、また大規模な資金を中心に投資、支援を行っておりまして、エグジット済みのスタートアップについては、投資額を上回る投資回収を実現しているところでございます。

○大島委員 JICがユニコーン企業を生み育て

るための戦略について伺います。

これまでの実績のうち、IPOの件数自体については、それほど重要ではないと考えます。

というのも、IPOを行っても、その後の株価や業績がさえない企業が我が国では多く見られま

す。スタートアップにとって上場はゴールというわけではなく、資金調達の一つの手段であり、IPOを行わず、非上場のままでも、資金調達ラウンドを重ねることで規模が大きくなっていくケースがあり、それが物すごく大きくなるとユニコーン企業につながります。

スタートアップ支援は、何もなかったところから起業する、つまりゼロから一を生み出すことに意義がありますが、それよりも、一を十にする、十を百にすることも重要です。JICや旧機構が関与して、我が国経済を牽引するようなユニコーン企業が新たに生まれたといったことは、これまでに残念ながら耳にしたことがありません。

既存の市場や技術を根本から変える破壊的なイノベーションによりゲームチェンジを起こすようなユニコーン企業を育てる、この点がJICに課せられた一つの使命ではないかと考えます。

JICは、ユニコーン企業を生み育てるために今後どのような戦略を取ろうとしているのか、政府の見解を伺います。

○菊川政府参考人 ありがとうございます。非常

に重要な御指摘をいただいたと思えます。

委員の御指摘のとおり、時価総額が小さいままスタートアップが上場して、そのまま成長していかないというのは非常に課題かなというふうに思っております。

そういった課題に対応するためには、ベンチャーキャピタルの投資期間が終わった後に、それを引き受けていくような、いわゆる非上場株式のセカンダリー取引の活性化をしていくこと、そしてまたグロースステージ、事業が拡大していく、そういったステージの支援を通じてやっていくということが非常に大事かなと思っております。

JICは、先ほど御答弁申し上げましたとおり、リスクマネーを民間投資資金が不足する分野に供給をしていくということが大事ですが、その中でも、ユニコーン企業の創出というのは非常に重要な分野の一つということで認識、また位置づ

けているところでございます。

なかなかユニコーンが登場しないという御指摘をいただいておりますけれども、御指摘を踏まえて、グロースステージの支援、また海外投資の呼び込みに注力をして、国内外の機関投資家から資金を受託するための組織体制の整備、改善など、積極的に取り組んでいきたいと思っております。

なお、旧産業界革新機構は、ユニコーン企業、多いかどうかというところは別といたしまして、存在をしておりますし、またネクストユニコーンと言われているような企業、こういった創出にも貢献してきているところでございますので、引き続き取り組んでまいりたいと思っております。

○大島委員 続きまして、JICの期間延長によ

り目指す二〇五〇年の姿。

新規事業を成功に導くのは本当に難しいことです。研究開発から事業化までのプロセスで乗り越えなければならぬ障壁を表現する用語として、魔の川、死の谷、ダーウィンの海といった言葉があるぐらいです。

様々な新規事業の撤退案件に私は携わってきたことがありまして、JICは、オープンイノベーションによる産業競争力の強化と民間投資の拡大という政策目的の実現を図りつつ、民間単独では支援が困難な領域に長期投資を行うといった使命を有しています。同時に、公金を原資とする以上、最終的に出資金額以上を回収して赤字にならないことも求められているということで、困難な立ち位置にあることは確かだろうと思えます。

JICは、旧機構が蓄積してきた経験をどのように生かし、特にスタートアップ支援について今後どのように注力していこうとしているのか、政府の見解を伺います。

○菊川政府参考人 今後の長期の具体的な投資額でありますとか、どれぐらいその成果が上がっていくかということについての想定はなかなか難しいところでございますが、二〇五〇年カーボンニュートラルの目標の達成といった社会課題の解決の目標もござります。

そうした観点から、二〇二二年の十一月に策定しておりますが、スタートアップ育成五か年計画がございます。これを、二〇二七年度に十倍を超える十兆円規模ということをするほか、将来においては、先ほど御指摘ございましたユニコーン企業を百社創出するというような目標も掲げられております。そうしたところから、JICの活動も、こうした目標の実現に資するよう取り組んでまいりたいと思えます。

また、知見をどのように活用するかという御質問、御指摘をいただきました。

先ほど、旧産業革新機構についての取組、また成果については御紹介したところでございますが、そうした知見についてもしっかりと活用していきたいというふうに思えます。

○大島委員 ありがとうございます。

JICの事業再編支援について伺います。

JICは、スタートアップ支援だけではなく、子会社であるJICキャピタル株式会社を通して事業再編にも関与しています。出資の規模を比較すると、スタートアップ支援よりも事業再編の方がはるかに大きな金額になっていきます。

JICキャピタルは、半導体関連事業を含むJSR株式会社及び新光電気工業株式会社の株式を株式公開買い付け、TOBにより取得する予定であることを発表しています。このTOBに係るJICキャピタル及びその他の共同投資家、金融機関による総拠出額は、両件合計で約一・三兆円に上る予定です。

他方で、旧機構は、ディスプレイ関連事業を営む株式会社JOLEDや株式会社ジャパンディスプレイに対する支援による事業再編等に関与してきましたが、経営不振に陥った企業を救済するような例が目立ったとの指摘も一部報道に見られます。

特定の民間企業に対して集中的に巨額の資金を投入することについては、市場をゆがめる可能性が否定できず、議論があるところです。今回のTOBの意義及び正当性と、これにより目指す我が

国半導体産業の将来の姿について説明を求めます。

○菊川政府参考人 御指摘いただきました案件についての見解でございますが、やはり、政策意義の高い案件については、民業補充を徹底した上で、JICキャピタルによる投資活動を通じた支援を行う必要があるのではないかとというふうに考えてございます。

御指摘の案件でございますが、そうした観点から、JSRが中核を担う半導体の材料について、将来の需要増加に対応した供給能力の確保に必要な投資規模を迅速に確保するための構造改革、そうした、まず事業再編を進めていく必要があるということが一点。

また、新光電気工業については、半導体の更なる高機能化、多機能化のニーズに対応するため、同社の半導体パッケージ基板に関する技術開発と事業化を支援すること、これは我が国の産業競争力強化に向けて重要であるのではないかと認識しております。

そのために、今般、JICキャピタルがそれぞれ対象会社を非公開化することによりまして、資本構成による制限を受けずに、時間的な業績変動に動じることなく、企業価値の向上、そして技術の深化、これを続けることで、我が国半導体産業の国際競争力を高めていくことにつながるのではないかと認識しております。

○大島委員 ありがとうございます。

続きまして、二〇五〇年カーボンニュートラルの全体像と本改正案の効果について伺います。

政府は、産業競争力強化とCO₂排出削減を同時に実現すべく、今後十年間で百五十兆円を超えるGX投資を官民共同で実現していくこととしております。

昨年十二月に取りまとめられた分野別投資戦略においても、「官も民も一歩前に出て、国内にGX市場を確立し、サプライチェーンをGX型に革新する。」としております。本改正案でも、GXなどの戦略分野の商品の生産、販売量に応じた戦略分

野国内生産促進税制の創設に関する規定が盛り込まれております。

このように、政府は大々的にGX投資を推進していますが、企業の認識について、政府はどのように把握しているのでしょうか。

衆議院経済産業調査室が昨年十一月に、株式会社国データーバンクに委託して、全国約二万七千社の企業を対象に実施したアンケート調査によれば、企業規模が小さくなるほど、GXや脱炭素経営をネガティブに捉えている企業の割合が高いという結果が出ています。また、回答者の生の声を見ると、何をどうしてよいか分からないといった回答や、本格的な脱炭素経営に取り組むには原資が不足している、あるいは、費用対効果が見込めないといった回答が寄せられており、まだまだ経済構造の転換には課題があるように思われます。

カーボンニュートラル実現に向けて官民一体でのGX投資を促進するのであれば、あらゆる分野でサプライチェーンを支える中小・小規模企業がGXに対する理解を深め、投資に踏み切ることができる環境を整え、つくっていく必要があると考えますが、政府の認識と現在の取組状況についてお答えください。

○岡山政府参考人 お答え申し上げます。

排出削減と産業競争力強化、経済成長を共に実現していくGXの推進に向けては、御指摘のように、昨年、GX推進法が成立いたしました。二十兆円規模の投資促進策などの新たな施策を先行し始め、企業のGX投資がまさに動き始めたところだというふうに認識しております。世界のGX分野の投資促進策が次々と打ち出され、投資や取組が進む中で、我が国の取組も戦略的に加速させていくことが必要だ、このように考えております。

こうした中、中小企業におきまして、取引先から、排出量の把握や排出削減の協力を要請されたというケースも増え始めていることだと承知しております。こうした動きにも対応するため、排出量の算定方法を分かりやすくまとめた資料などを作成、広報するとともに、相談窓口の開

設もしたところでございます。

さらに、中小企業の具体的な排出削減の取組支援として、省エネ診断について、前年の申込実績の二倍の案件数に対応できるよう予算を確保したほか、省エネ補助金などの予算や税制の拡充も行っているところでございます。

他方、中小企業がGXに取り組むことは、エネルギーコストの削減ですとか、あるいは、いち早く取り組むことにより受注の機会が拡大をする、そういう可能性があるとメリットもございまして。

このため、まさにこうした中小企業が取り組むメリットの理解増進を図りつつ、関連施策や取組の実行、強化を通じまして、中小企業も含めたGXに向けた取組をしっかりと後押ししてまいりたい、このように考えております。

○大島委員 続きまして、事業適応計画に係る現行の支援策の活用状況について伺います。

戦略分野国内生産促進税制に関連して、事業適応計画に係る現行の税制措置として、デジタル関連投資を支援するDX投資促進税制及び脱炭素化投資を支援する、カーボンニュートラルに向けた投資促進税制があります。また、現行の金融支援として、日本公庫が指定金融機関を通して行う長期、低利の大規模融資、ツーステップローンがあります。

これらの支援措置について、これまでの活用実績、件数、支援活用企業の特徴、効果等についてお示しください。そして、活用実績を踏まえて、現行の支援策及び本法案による支援策の活用の在り方について、政府の見解を伺います。

○菊川政府参考人 税制二つについての実績と、また、今後の在り方についての御指摘だったと思っております。

DX投資促進税制につきましては、これは今年の四月十九日の時点でございますが、適用件数としては四十四件ございます。また、活用企業の特徴といたしましては、規模の大きい企業を中心に様々な業種で活用されているところでございま

す。
また、カーボンニュートラルに向けた投資促進
税制でございますが、これも同じく本年四月十八
日の時点でございますが、件数としては百六十
二件の活用がございます。製造業でのやはり活用が
多いという状況でございますが、非製造業におい
ても様々な業種で活用されているところでござい
ます。

また、ツーステップローンについての御指摘も
ございました。ここについては、いずれも活用実
績がないというところでございまして、ここに
ついては、これまでの金利状況等々も勘案するこ
とがあるかとは思いますが、今後の金利情勢
を踏まえて、使い勝手のいい制度に、引き続き、
運用等を含めて考えてまいりたいと思えます。
○大島委員 続きまして、イノベーション拠点税
制の制度設計について伺います。

税制改正により新たに設けられるイノベーシ
ョン拠点税制は、企業が主に国内で自ら開発した特
許及びAI関連のソフトウェアの著作権から生じ
る譲渡所得やライセンス所得について、三〇%の
所得控除を適用するものです。

本改正案では、標準化、知的財産の活用
に関する調査規定を設けることとしており、イ
ノベーション拠点税制の対象への該当性の調査につ
いても、同規定を活用することとしています。

調査の具体的なスキームを始めとする制度設計
の詳細や、来年四月一日からの施行に向けたガイ
ドラインの検討、公表等のスケジュール見直しに
ついて伺います。

また、イノベーション拠点税制の創設により、
平年度で二百三十億円の法人課税の減収が見込ま
れていますが、この算定の根拠について、政府の
見解を求めます。

○山山政府参考人 お答え申し上げます。

今回の改正で新設いたします調査規定によりま
して、一定の知的財産権を用いていることを確認
できた場合に、イノベーション拠点税制を適用す
ることとしてございます。

具体的には、ライセンス取得又は譲渡取引をす
る知的財産権の調査を行い、特許権又はAI関連
のソフトウェアの著作権かどうか、それから、国
内で自ら研究開発をして取得したものでどうか等
を経済産業省において確認することを考えてござ
います。

こうした調査の内容を含めた制度詳細につしま
しては、業界団体や外部有識者等との議論を行
い、検討を行った上で、事業者が円滑に本制度を
利用することができるように、今年中をめどにガ
イドラインなどで示してまいりたい、このように
考えております。

また、減収額についてのお尋ねがございま
した。

御指摘のとおり、イノベーション拠点税制によ
る減収規模は、平年度で年間二百三十億円程度と
なる試算をしております。

この減収規模につきましては、関連する統計
データなどに基づき計算をしております。経
済産業省企業活動基本調査の技術取引の受取額
や、特許庁の知的財産活動調査における知財取引
に係る経費などを基にいたしまして、本税制の対
象となるであろう所得を算出し、これに所得控除
率などを考慮に入れて試算したものでございま
す。

○大島委員 最後の質問になります。

イノベーション拠点税制の対象範囲、また、対
象となる知的財産の範囲について、特許権とAI
関連のソフトウェアの著作権とされていますが、
人間の生命に関わる重要な領域である医薬品、医
療機器のイノベーションなども幅広く含まれてい
るのかを確認するとともに、厚生労働省を始め関
係省庁とも連携を行っていくのか、政府の見解を
伺います。

○山山政府参考人 お答え申し上げます。

イノベーション拠点税制の対象となる知的財産
権には、御指摘の医薬品や医療機器に係る特許権
及びAI関連のソフトウェアの著作権も含まれて
ございます。

今回、厚生労働省も共同要望省庁として本税制
の要望を行ったところでございまして、引き続
き、こうした関係省庁とも連携しながら、本税制
の制度執行や今後の検討を進めてまいりたい、こ
のように考えております。

○大島委員 ありがとうございます。

終わります。

○岡本委員長 次に、山岡達丸さん。

産業競争力強化法案、私、二回目の質疑に立た
せていただきました。前回の審議の続きを今日は
させていただきますけれども、今日は、委員会の
日程としては採決ということにさせていただきます
ております。

我々の会派は、この法案についての態度を組織
内で協議させていただいて、政調の経済産業部門
に問う、それぞれ意見はありますし、それは委
員会質問や附帯で述べさせていただきますが、総
員賛成という立場で、この長期にわたる支援を、
国内投資をしっかりとひもつけていくということ
に、このことは、我々もしっかりこれを応援して
いこうという立場でさせていただきますが、他方
で、財政金融分野の皆さんの御意見としては、そ
の長期の支援を税制で行っていくことへの透明性
はどうなのかという、そうした疑義は呈されてい
るというところでもありますので、そうした課題
は我々全体で、またいろいろな機会でも問わせ
ていただながら、ただ、本当に、この産業の、
私たち日本の将来の、大きくまたエンジンをかけ
ていく意味において、この法案の審議が終わった
後も、私たち、また様々な意見や、あるいは、気づ
いたこと、質疑をさせていただきたいということ
を申し上げます。

私、前回の質疑で、グリーンスチールのことを
取り上げさせていただきました。戦略分野国内生
産促進税制をもつていわゆる税額控除をしても、
利益を出さなきゃいけない構造をつくらなきゃい
けない中で、生産コストは上がって、しかも、価
格転嫁できなければ利益にならない。そうします

と、税額控除があっても、そのことをもつて、投
資促進にこれだけをもつてつながらるのか、政府と
してもつともつと手を打たなきゃいけないものが
あるだろうという提起に対して、大臣から様々前
向きな御意見もいただいたところでもありますけ
れども、今日は、その中のテーマの一つとして、
鉄の源の確保について、大臣に少し見解を御答弁
いただきたいと思っております。

電炉には、還元鉄、大量の確保が必要になりま
す。そうした中で、EUなどは、北欧で産出され
る良質な鉄鉱石を確保して電炉に使うというよ
うな動きもある。こうして、じゃ、日本の民間企
業はどうしていくかということになりますと、日
本は、今、UAEやオマーンなど中東諸国に対し
て、良質な鉄鉱石の確保にいろいろアプローチを
していくという動きになっているということが伝
えられてきているところであります。

電炉は、高炉と違って鉄の還元が単独ではでき
ませんので、別のプラントで還元鉄を作るとい
うプロセスが必要になりますけれども、そこに当面
必要な天然ガスも中東で産出されるということ
で、資源も中東、そして、そのプロセスにある還
元鉄の製造も天然ガスを使うと中東、将来的には
中東に、ちょっと私も全ての地勢を把握してい
るわけじゃありませんが、イメージも含むかもしれ
ませんが、砂漠地帯が非常に広がっている中で、
そこに太陽光パネルを敷き詰めて、その電源を
使って水を蒸らす、天然ガスを水素に切り替え
て、還元鉄もグリーンな形で作るということまで
視野に入ると、中東というのは非常に魅力のある
エリアだということを私も聞いてるところなん
ですけれども。

プロセスをそこまでし海外によるところにな
れば、最終製品を、グリーンスチールそのものの
製造拠点も海外に置いた方が合理的なんじゃない
かみたいな、そうした懸念も非常に持つ中で、だ
からこそ、今回のような国内投資にひもつけて、
日本としてしっかりと産業を、グリーン製品を応援
していくという形というのは非常に重要なかな